

JGSDF News Release

<http://www.mod.go.jp/gsdf/news/press/>

(お知らせ)



30.12.18

陸幕広報室

報道関係各位

饗庭野演習場における迫撃砲弾の着弾による事故調査結果について

平成30年11月14日（水）に滋賀県高島市の饗庭野演習場で発生した、迫撃砲弾の着弾による事故調査結果について下記のとおりお知らせします。

記

1 事故の原因及び再発防止策

(1) 原因

- 弾着区域外への着弾及び被害発生に至った経緯・原因
 - ・ 81mm迫撃砲の射撃実施部隊が、特科射撃の射線を避けるため一旦退避して再展開する際、射場指揮官や射場勤務員の配置未完の中、射撃準備を実施
 - ・ その際、射撃実施部隊の分隊長が事前に射撃指揮班から指示された方位角ではなく、思い違いから22.5度誤った方位角を分隊員に指示したこと
 - ・ 射場指揮官や射場勤務員が本来実施すべき安全管理義務を怠った結果、分隊長の誤りを是正できなかったこと
 - ・ 1弾目及び2弾目の着弾地が不明な「見えず弾※」であったにも関わらず、射場指揮官や射場勤務員が、諸元点検を怠ったこと
 - ・ その上で、射距離を200m増して3弾目を射撃したこと

※ 射撃はしたものの着弾する景況が確認できない砲弾

- 自治体等への通報遅れの経緯・原因
 - ・ 演習場外へ危害が及ぶ可能性を確認した場合に、今津駐屯地業務隊長が直ちに高島市長に通報すべきとの、覚書上の規定についての認識が不足していたこと
 - ・ 業務隊からの関係自治体や自治区への部外通報業務のフロー等が事前に未整理であったこと
 - ・ 連絡体制を円滑にするための事前訓練等の取り組みが未実施であったこと等により、連絡体制の整備が不十分であったため、高島市長への直接の通報に遅れが発生

(2) 再発防止策

- 弾着区域外への着弾及び被害発生に対する再発防止策
 - ・ 射撃準備段階における安全管理義務の教育及び点検要領の徹底
 - ・ 安全管理施策の強化（左右の射撃限界の規定及び安全杭※の点検要領の改善）
 - ※ 弾着区域に着弾し得るよう射撃方向の左右限界（左右にどれだけ砲身を移動させることが出来るか）を示すもの
 - ・ 安全管理義務の教育及び点検要領の徹底
 - ・ 安全点検の実施に係る責任の徹底（射撃中止に係る責務の確実な実施）
 - ・ 上記事項について、上級部隊による継続的な確認を実施
 - ・ 演習部隊の訓練計画に、演習場使用上の留意すべき事項（演習場周辺の公共施設、民家の所在等）の添付を義務化
- 自治体等への通報遅れに対する再発防止策
 - ・ 覚書の解説書作成と関係者への教育及び業務隊長交代時の確実な引継ぎ
 - ・ 今津駐屯地業務隊長から高島市長等へ直接通報を実施し得る速報体制を整備
 - ・ 速報伝達訓練の実施による平素からの連絡態勢の強化
 - ・ 平素からあらゆる機会を通じて地元との信頼関係を醸成し、連携を強化

2 関係者の処分

合計 19 名処分

（処分内訳：停職 3 名、減給 11 名、訓戒 1 名、注意 3 名、口頭注意 1 名）

別紙「処分者一覧」

※ 問い合わせ先

陸上幕僚監部広報室 安達、八津尾（担当）

TEL 03-3268-3111 内線 40081

処分一覧

1 指揮監督に係る処分

・第37普通科連隊長（統裁官）	1等陸佐	減給1月1／10
・第37普通科連隊（総括射場指揮官）	3等陸佐	減給1月1／10
・第37普通科連隊（中隊長）	3等陸佐	減給1月1／15
・今津駐屯地司令	1等陸佐	口頭注意
・今津駐屯地業務隊	防衛技官	注意

2 弾着地域外への着弾及び被害発生に係る処分

(1) 射場勤務員

・第37普通科連隊（射場指揮官）	1等陸尉	停職8日
・第37普通科連隊（安全係幹部）	1等陸曹	停職5日
・第37普通科連隊（安全係）	3等陸曹	停職4日
・第37普通科連隊（射撃係幹部兼小隊長）	1等陸曹	減給2月1／15
・第37普通科連隊（射撃係兼分隊長）	3等陸曹	減給1月1／30
・第37普通科連隊（不発弾監視員）	3等陸曹	注意
・第37普通科連隊（不発弾監視員）	3等陸曹	注意

(2) 射撃部隊

・第37普通科連隊（小隊陸曹兼射撃陸曹）	1等陸曹	減給1月1／10
・第37普通科連隊（射撃陸曹）	2等陸曹	減給1月1／30
・第37普通科連隊（射撃陸曹）	3等陸曹	減給1月1／30
・第37普通科連隊（前進観測者）	3等陸曹	減給1月1／30
・第37普通科連隊（前進観測者）	3等陸曹	減給1月1／30

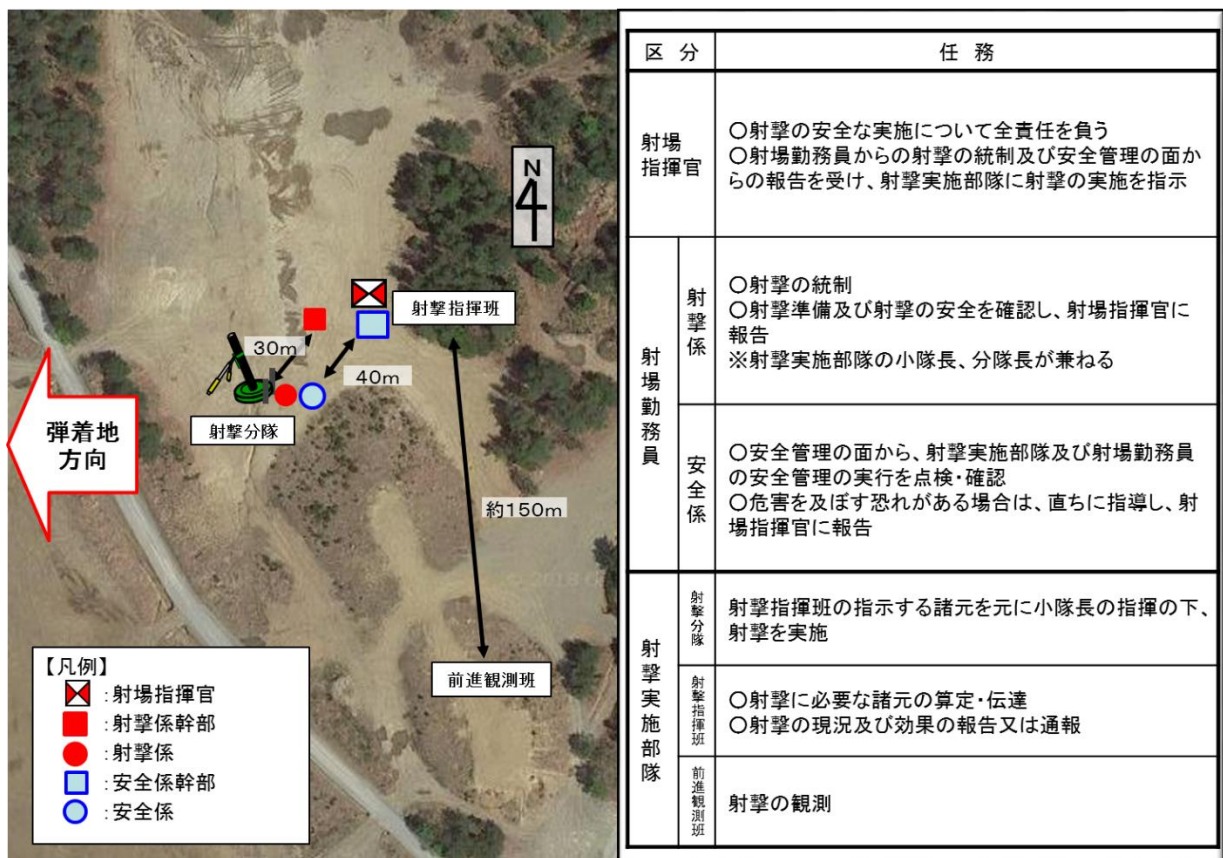
3 高島市等への通報遅れに係る処分

・今津駐屯地業務隊長	2等陸佐	減給1月1／30
・今津駐屯地業務隊	1等陸尉	訓戒

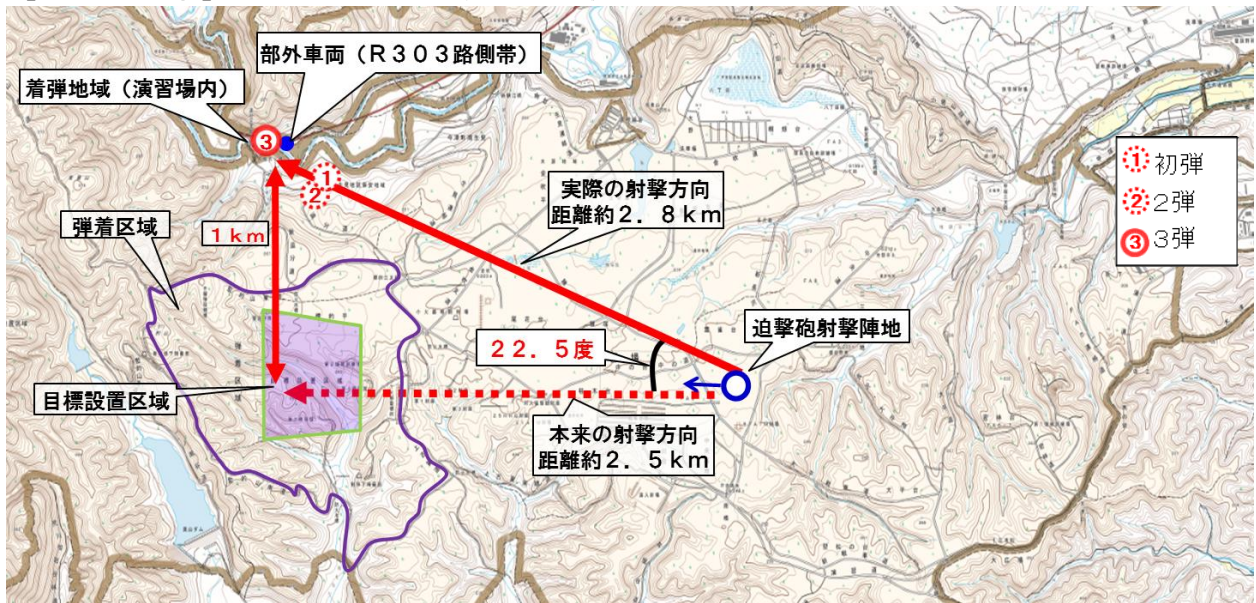
【参考資料①】 81mm迫撃砲



【参考資料②】 81mm迫撃砲射撃訓練の体制



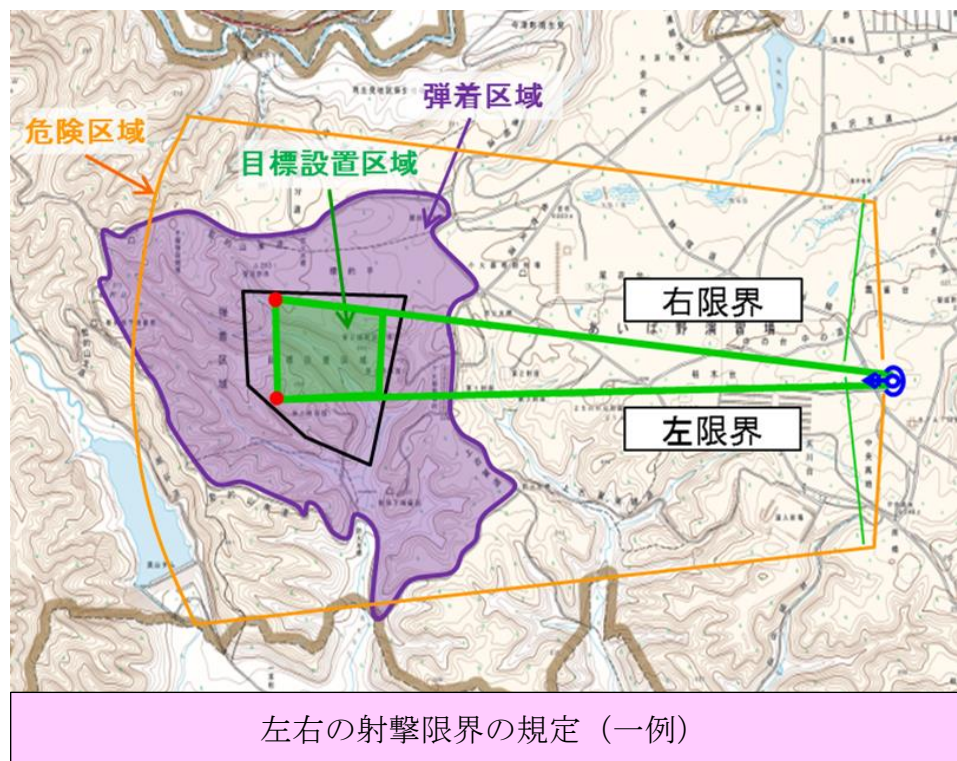
【参考資料③】 81mm迫撃砲着弾時の状況



【参考資料④】 再発防止策 (一例)

- 左右の射撃限界の規定 (射撃方向の固定化)

正確な弾着区域内の目標座標と射撃陣地の砲の位置座標から、饗庭野演習場内の迫撃砲の射撃陣地に応じた左右の射撃限界を安全図により規定



慣性測量や観測機関による交会法等の各種測量手段を使用し、目標設置区域内の目標座標と射撃地域内の砲座標を結ぶ直線が、確実に左右の射撃限界の範囲内に収まることを点検・確認

○ 迫撃砲の射向点検要領の改善

点検の指標を「点」(安全杭)ではなく「線」(石灰等)とし、射撃係は、点検位置を線に囲まれた砲軸線上における砲の後方直後の適切な位置を指定することで点検誤りを防止

○ 照準眼鏡の方位角目盛りに左右限界を標示

射撃方向の左右限界を射撃実施部隊及び射場勤務員が認知容易となるよう、目盛り内の左右限界を標示し、左右限界を超えることを防止



○ 2ヶ所以上からの観測及びビデオカメラ等の設置による弾着区域内的の監視体制の強化

